

消費・安全対策交付金の目的、目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体並びに交付率

1 食料安全保障確立対策推進交付金（30年度）

目的	目標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	交付率
I 農畜水産物の安全性の向上	1-1 安全性向上措置の検証・普及のうち食品の安全性向上措置の検証	<p>(1) 土壌由来有害化学物質（カドミウム、ヒ素、鉛等）のリスク管理措置の検証</p> <p>①土壌由来有害化学物質のリスク管理を効率的・効果的に推進するため、リスク管理推進協議会の開催、農作物の汚染リスク推定技術や吸収抑制技術など有害化学物質の低減化技術導入効果の確認・検証を行う。</p> <p>②土壌由来有害化学物質の汚染実態の把握 土壌由来有害化学物質のリスク管理を効率的・効果的に推進するため、土壌又は栽培中の農作物に含まれる土壌由来有害化学物質の実態を把握するための調査を行う。</p> <p>③農用地土壌汚染対策計画の策定に必要な調査等の実施 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第5条第1項に基づく農用地土壌汚染対策計画の策定に必要な調査等を行う。</p> <p>(2) 生産・貯蔵・加工段階で農畜産物等（林産物、水産物、飼料作物及び農用地の土壌を含む。）を汚染する有害化学物質（カビ毒、アクリルアミド、多環芳香族炭化水素類等）及び有害微生物（カンピロバクター、O157等）のリスク管理措置の検証 有害化学物質及び有害微生物のリスク管理を効率的・効果的に推進するため、リスク管理推進協議会の開催、栽培管理における農産物の汚染リスク推定技術や防御技術、貯蔵及び加工過程における貯蔵管理や製造技術、農産物における肥培管理技術、家畜における飼養衛生管理技術や微生物排泄抑制技術など有害化学物質及び有害微生物の低減化技術導入効果の確認・検証を行うとともに、そのために必要な分析体制を整備する。</p>	<p>都道府県 市町村 農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づき設立された組合（農事組合法人を含む。）をいう。以下同じ。） 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 土地改良区 営農集団（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） 都道府県知事等が地方農政局長等と協議して適当と認める団体（以下「特認団体」という。） 地方独立行政法人（試験研究機関に限る。） （事業メニュー及びその内容の欄の(1)①のうち「農作物の汚染リスク推定技術」に係る取組については都道府県及び地方独立行政法人（試験研究機関であって都道府県が設立したものに限る。）、(1)③の取組については都道府県に限る。）</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額（1/2以内）とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
	1-2 安全性向上措置の検証	(1) カドミウム低吸収性イネの実証・普及 カドミウム低吸収性イネを用いたカ	事業メニュー及びその内容の欄の(1)から(3)までについて	交付金の交付率は事業費の定額

<p>証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進</p>	<p>ドミウム濃度低減技術の実用化に向け、次の取組を行う。</p> <p>①カドミウム低吸収性イネの実証試験、実証効果の把握・評価等。</p> <p>②①の取組と併せて行う協議会の開催、分析調査、技術利用マニュアル（原案を含む。以下同じ。）の作成等。</p> <p>③（4）①の取組と併せて行う協議会の開催、分析調査等。</p> <p>(2) 水田における水稲を用いた植物浄化技術の実証・普及 水稲を浄化植物として用いたカドミウム濃度低減技術の実用化に向け、次の取組を行う。</p> <p>①水田における水稲を用いた植物浄化技術の実証試験、実証効果の把握・評価等。</p> <p>②①の取組と併せて行う協議会の開催、分析調査、技術利用マニュアルの作成等。</p> <p>③（4）②の取組と併せて行う協議会の開催、分析調査等。</p> <p>(3) 水稲におけるヒ素濃度低減技術の実証・普及 水稲におけるヒ素濃度低減技術の実用化に向け、次の取組を行う。</p> <p>①水稲におけるヒ素濃度低減技術の実証試験、実証効果の把握・評価等。</p> <p>②①の取組と併せて行う協議会の開催、分析調査、技術利用マニュアルの作成等。</p> <p>③（4）③の取組と併せて行う協議会の開催、分析調査等</p> <p><地区推進事業></p> <p>(4) カドミウム及びヒ素濃度低減技術の技術導入促進活動 実証技術の効果的な普及に向け、次の①から③までの技術に係る農業者等に対する展示ほの設置、現地講習会及び検討会の開催等による技術導入推進活動の取組を行う。</p> <p>①カドミウム低吸収性イネ</p> <p>②水田における水稲を用いた植物浄化技術</p> <p>③水稲におけるヒ素濃度低減技術</p> <p>(1) 農薬の安全使用の推進 農薬の安全使用の推進及び農薬の飛散防止対策を図るため、農薬使用者を対象とした講習会の開催や啓発活動の実施、農薬使用状況の調査及び記帳指導、適正かつ安全な農薬の使用の指導及び普及を行う指導者（農薬適正使用アドバイザー等）の育成や地域ごとの農薬の使用に係る基準の策定等を行う。</p>	<p>は、以下のとおりとする。</p> <p>都道府県 市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 都道府県協議会（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） 地方独立行政法人（試験研究機関に限る。）</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(4)については、以下のとおりとする。</p> <p>都道府県 市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 農業協同組合 営農集団 都道府県協議会 産地協議会（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。） 地方独立行政法人（試験研究機関に限る。）</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)、(3)、(4)及び(5)については、以下のとおりとする。</p> <p>都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会</p>	<p>(1/2以内)とする。</p> <p>ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(2)に要する経費については定額(10/10)とする。</p> <p>なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p> <p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。</p> <p>なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交</p>
<p>2 農薬の適正使用等の総合的な推進</p>	<p>(1) 農薬の安全使用の推進 農薬の安全使用の推進及び農薬の飛散防止対策を図るため、農薬使用者を対象とした講習会の開催や啓発活動の実施、農薬使用状況の調査及び記帳指導、適正かつ安全な農薬の使用の指導及び普及を行う指導者（農薬適正使用アドバイザー等）の育成や地域ごとの農薬の使用に係る基準の策定等を行う。</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)、(3)、(4)及び(5)については、以下のとおりとする。</p> <p>都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。</p> <p>なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交</p>

	<p>(2) 農薬の適切な管理及び販売の推進 農薬の適切な管理及び販売の推進並びに農薬の飛散防止対策の推進を図るため、農薬販売者の研修・指導の実施、農薬管理指導士の育成研修等を行う。</p> <p>(3) 農薬残留確認調査の実施 登録保留基準への適合状況、農薬使用時の飛散の状況、周辺農作物への農薬の残留状況及び農薬の飛散防止技術の効果を確認するため、農薬の農作物、土壌等への残留量について調査を行う。</p> <p>(4) 実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証 食の安全及び消費者の信頼確保並びに食料の安定的な供給を図る観点で対策を策定するため、土壌調査や農作物のモニタリングによる実態把握及び原因究明、残留防止対策等の評価・検証を行う。</p> <p>(5) 農薬による蜜蜂の被害を軽減するための対策の確立 農薬による蜜蜂被害の軽減に向けて、地域の実情に応じた蜜蜂被害軽減対策を確立する。</p> <p>(6) 埋設農薬処理の進行管理の実施 埋設農薬を計画的かつ着実に処理するため、処理計画を策定するとともに、その進行管理を行う。 また、埋設農薬が適切に処理されたことを確認するため、掘削・回収の事前、事後に環境調査を行う。</p> <p>(7) 埋設農薬の漏えい等による周辺環境への悪影響の防止措置の実施 埋設農薬の漏えい等による周辺環境への悪影響が懸念される場合、緊急的に必要な悪影響防止措置等を行う。</p> <p>(8) 作物残留性試験の信頼性確保に係る適正実施に向けた試験従事者等への研修 作物残留性試験の信頼性確保に係る適正実施に向けた試験従事者等への研修及び試験従事者の能力向上に向けた実務研修を行う。</p>	<p>営農集団 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(2)、(6)及び(7)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(8)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村</p>	<p>付率を準用するものとする。</p>
<p>3 畜産物の安全の確保</p>	<p>(1) 動物用医薬品の危機管理機能強化の推進 薬剤耐性菌の発現状況検査、医薬品の品質検査等を行うために必要な機器の整備により、動物用医薬品の危機管理機能の強化を図る。</p> <p>(2) 衛生情報等の活用体制の整備 家畜保健衛生所、食肉衛生検査所等で得られる衛生情報や検査成績を収集・分</p>	<p>都道府県</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交</p>

		析し、産業動物獣医師等による飼養衛生管理の指導等に活用する体制を構築する。		付率を準用するものとする。
		(3) 地域の獣医療提供体制の整備 地域の関係者で組織する協議会を設置し、都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の策定に向けた検討、業務連携に係る役割分担を明確化、夜間・休日診療の体制の整備、女性獣医師等の就業支援対策の推進、離職・休職獣医師の人材登録バンクの設立等により、地域の獣医療の提供体制を整備する。		
	4 水産物の安全の確保	(1) 安全性監視等のための調査分析及び分析機器の整備 貝毒やノロウイルスの監視、その他水産物の有害化学物質及び有害微生物による汚染実態の把握等のための調査分析を行うとともに、必要な分析機器の整備を行う。 (2) リスク管理体制整備の推進 水産物のリスク管理措置の策定、普及を行うため、都道府県、市町村、生産者団体、生産者等からなる協議会の開催等を行う。	都道府県	交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。
II 食品トレーサビリティの普及	1 食品トレーサビリティの普及促進	(1) 促進方策等の検討 食品トレーサビリティの取組(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく取組を含む。以下同じ。)の普及に当たり、関係機関等により構成される協議会等を設置し、促進方策等の検討等を行う。 (2) 普及推進活動の実施 食品トレーサビリティの取組の普及を着実に図るため、農林漁業者及び食品産業事業者(以下「食品事業者等」という。)に対して、セミナー・講習会、指導員等による普及推進活動、先進事例研究会、実証試験等を行う。 (3) 実態調査の実施 食品トレーサビリティの取組の状況を把握するため、食品事業者等を対象として、記録の作成・保存の状況の確認、事例の収集等を行う。	都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 水産業協同組合 商工会 商工会連合会 商工会議所 事業協同組合 一般社団法人又は一般財団法人 公益社団法人又は公益財団法人 特認団体	交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。
III 伝染性 疾病・ 病害虫 の発生 予防・ まん延 防止	1 家畜衛生の推進	(1) 監視体制の整備 家畜疾病の監視体制を強化するため、連絡会議等の開催、動物由来感染症等のモニタリングの実施、飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針に基づく農家への普及・指導等を実施する。 (2) 危機管理体制の整備 家畜疾病の危機管理体制を強化する	事業メニュー及びその内容の欄の(1)から(6)までについては、都道府県とする。ただし、(1)のうち沖縄牧野ダニ侵入防止対策については沖縄県、自衛防疫の推進については自衛防疫	交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。 ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)のう

<p>ため、疾病発生時に備えた防疫演習の実施、レンタル等活用のためのと殺家畜の輸送体制の構築、病性鑑定の検証等に係る県や大学等の広域的な連携を推進する等病性鑑定ネットワーク体制の構築等を推進する。</p> <p>(3) 家畜衛生対策による生産性向上の推進 行政、生産者、獣医師等の関係者が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防、まん延防止及び清浄性維持等の取組を推進するとともに、慢性疾病等畜産農家における生産性を阻害する疾病について有効な低減対策を講じる。また、動物用医薬品の適正使用の取組等を推進する。</p> <p>(4) 畜産物の安全性向上 畜産物の安全性向上を図るため、生産段階におけるHACCPの考え方を取り入れた飼養衛生管理の普及・定着等を推進する。</p> <p>(5) 家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備 家畜疾病にかかる診断の迅速化・高度化、バイオセキュリティの確保に資するため、関連機器の整備を行う。</p> <p>(6) 農場バイオセキュリティの向上 地域の家畜の所有者等が当該地域の特性や畜種ごとの特性を踏まえて行う農場バイオセキュリティ向上のための取組を推進するため、地域協議会の開催やバイオセキュリティ対策の普及、資材の整備や緊急消毒を行う。</p> <p><地区推進事業></p> <p>(7) 家畜衛生対策による生産性向上の推進 行政、生産者、獣医師等の関係者が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防、まん延防止及び清浄性維持等の取組を推進するとともに、慢性疾病等畜産農家における生産性を阻害する疾病について有効な低減対策を講じる。また、動物用医薬品の適正使用の取組等を推進する。</p> <p>(8) 畜産物の安全性向上 畜産物の安全性向上を図るため、生産段階におけるHACCPの考え方を取り入れた飼養衛生管理の普及・定着等により、生産衛生管理体制の整備を推進する。</p> <p>(9) 農場バイオセキュリティの向上 地域の家畜の所有者等が当該地域の特性や畜種ごとの特性を踏まえて行う</p>	<p>の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。）及び特認団体とする。</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(7)から(9)までについては、以下のとおりとする。</p> <p>市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。） 特認団体</p>	<p>ち、自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体が実施する自衛防疫の推進に要する経費については定額(1/3以内)、沖縄県が実施する牧野ダニ侵入防止対策に要する経費については定額(9/10以内)とする。</p> <p>なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
---	--	---

	<p>農場バイオセキュリティ向上のための取組を推進するため、地域協議会の開催やバイオセキュリティ対策の普及、資材の整備を行う。また、野鳥の飛来地周辺における緊急消毒等を行う。</p>			
<p>2 養殖衛生管理体制の整備</p>	<p>(1) 総合推進会議の開催等 全国的及び地域的な会議の開催等により、養殖衛生管理対策を総合的に推進する。</p> <p>(2) 養殖衛生管理指導 養殖生産物の安全性の確保を図るため、養殖管理・水産医薬品の適正指導、養殖衛生管理技術の普及・啓発等を行う。</p> <p>(3) 養殖場の調査・監視 養殖生産物の安全性の確保を図るため、水産用医薬品残留検査等を行う。</p> <p>(4) 養殖衛生管理機器の整備 養殖衛生対策のために必要な診断機器等の整備を行う。</p> <p>(5) 疾病の発生予防・まん延防止 魚病の発生・伝播の防止、魚病被害の軽減を図るため、疾病の監視、特定疾病まん延防止措置等を行う。</p>	<p>都道府県</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。 ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(5)のうち特定疾病まん延防止措置等に要する経費については定額(10/10)とする。なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>	
<p>3 病虫害の防除の推進</p>	<p>(1) 先進技術を活用した総合的病虫害・雑草管理(I・P・M)技術体系の確立 農薬等による防除が困難となっている病虫害を対象としたI・P・M実践指標の策定及びその実践効果の把握のための調査を行う。 また、I・P・M実践指標に基づいた防除を実践する地域をモデル的に育成する。 <地区推進事業></p> <p>(2) 病虫害防除農薬環境リスク低減技術確立 農薬散布に伴う環境リスクを低減するため、天敵、フェロモン等を利用した防除技術及び農薬使用散布量低減化技術(少量散布、静電散布等)を確立するとともに、基幹的マイナー作物の病虫害防除技術体系及び気候変動に対応した病虫害防除技術体系を確立する。</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(2)については、都道府県とする。 ただし、(1)のうちI・P・M実践地域の育成については農業協同組合又は特認団体とし、(2)のうち気候変動に対応した病虫害防除技術体系の確立については都道府県、農業協同組合又は特認団体とする。</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>	
<p>4 重要病虫害の特別防除等</p>	<p>(1) 重要病虫害侵入警戒調査等の実施 ミバエ類等の重要病虫害が侵入した場合、当該病虫害を早期に発見するため、全国の果樹・野菜栽培地帯等において、これら重要病虫害の侵入警戒調査等を行う。</p> <p>(2) 移動規制病虫害特別防除 植物防疫法(昭和25年法律第151号)</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)から(4)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(5)に</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。 ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)、(4)</p>	

	<p>に基づく移動の制限等に係る重要病害虫に対し、被害の軽減及び未発生地域へのまん延を防止するため、発生地域における徹底した防除等を行う。</p> <p>(3) 重要病害虫の防除 我が国で発生が限定されている重要病害虫に対し、被害の軽減及び未発生地域へのまん延を防止するため、発生地域等における徹底した防除等を行う。</p> <p>(4) 特殊病害虫緊急防除 重要病害虫が侵入・まん延し、農作物に甚大な被害を与える恐れがある場合、これらの撲滅あるいはまん延防止を図るために緊急に防除を行う。</p> <p>(5) 特殊病害虫根絶防除 鹿児島県奄美群島に発生しているさつまいもの重要な害虫であるアリモドキゾウムシについて、発生地域における被害軽減と未発生地域へのまん延を防止するため、不妊虫放飼法等により根絶防除を行う。 また、沖縄県及び鹿児島県奄美群島に発生しているかんきつ類の重要病害であるカンキツグリーンング病菌について、発生地域における被害軽減と未発生地域へのまん延を防止するため、り病樹の伐採等により根絶防除を行う。</p>	<p>については、都道府県とする。</p>	<p>及び(5)に要する経費は定額(10/10)とする。 なお、(4)のうち、対象となる病害虫が発生しているおそれがある場合には、事業周知に要する経費は定額(1/2以内)とし、(5)のうち、不妊虫増殖施設等の整備に要する経費は定額(9/10以内)とする。 また、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
--	--	-----------------------	---

2 食料安全保障確立対策整備交付金（28年度）

目的	目標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	交付率
Ⅲ 伝染性 疾病・ 病虫害 の発生 予防・ まん延 の防止	1 家畜衛生 の推進	<p>(1) 高度バイオセキュリティ対応施設整備 家畜保健衛生所等における診断の迅速化、高度化及びバイオセキュリティの確保等に資するための施設等を整備する。</p> <p>(2) 地域における車両消毒施設整備 交差汚染による疾病のまん延を防止するため、多数の畜産関係車両が集合する施設の出入口に車両消毒施設を整備する。</p>	<p>都道府県</p> <p>都道府県 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。） 特認団体</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額（1/2以内）とする。</p> <p>なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>